資料１－２

※検討プロセスの変更イメージ

あるべき進め方の手順

1. 保護者の意見を伺う。
2. 課題を共有する。
3. 課題の解決策を検討する。
4. 保護者や地域の方と方針案を話し合う。
5. 基本方針を決定する。

これまでの進め方

「あるべき進め方の手順」１～３のプロセスを踏んでいなかったために保護者の意見を集約・共有する機会が不足していた。

A.市教委の考え方を保護者懇談会にて明示し、それに対して保護者に賛否を問う。

B.保護者の賛否の結果を基に、検討準備協議会にて基本方針（素案）の検討。

C.検討準備協議会から了承をいただいた基本方針（素案）を保護者及び地区懇談会にて説明並びに基本方針（素案）についてパブリックコメント実施。

D.パブリックコメントの結果を踏まえた再編校の学校種や位置等の基本的事項を定めた基本方針を定める。（小高区義務教育学校（仮）の設置決定）

E.専門部会を設置し、具体的な内容について検討を進める。

F.小高区義務教育学校（仮）開校。

保護者が考える「目指すこどもの姿」や「あるべき教育環境」について意見を伺い、学校のあり方検討を再スタートとしたい。

新しい進め方

a.保護者が考える子どもの「あるべき姿」について、意識調査で把握。

b.検討準備協議会へ意識調査の結果を報告後、保護者懇談会を実施し、さらに「あるべき姿」についての意見を集約。

c.集約した意見を基に、検討準備協議会にて「目指すべき学校」や「洗い出された課題」を共有。

d.「目指すべき学校」の実現及び「洗い出された課題」を解決するための手段について検討準備協議会にて検討する。

e.検討の結果、「施設一体型義務教育学校の設置」が望ましいとなれば、その方向性について保護者懇談会にて説明の上、保護者に賛否を問う。

f.検討準備協議会へ保護者の賛否の結果を報告し、賛成の方向性が見えれば、基本方針（素案）を検討準備協議会にて検討。

g.検討準備協議会から了承をいただいた基本方針（素案）を保護者及び地区の方々へ説明し、意見を伺う。

h.検討準備協議会へ地区懇談会の内容を報告し、パブリックコメントを実施。
⇒再編校の学校種や位置等の基本的事項を定めた基本方針を定める。
（小高区義務教育学校（仮）の設置決定）

i.「これまでの進め方」の「E」の段階へ移行。

※「e」以降の進め方は、「施設一体型義務教育学校の設置」という方向性が望ましいとなった場合に想定されるもの。